

景観評価リスト

| | | | |
|-----------|------------------------|------------|---------------|
| 事業 所管課 | 中部総合事務所 県土整備局 河川砂防課 | 事業担当 氏名 | 砂防担当 宇治田 顕 |
|-----------|------------------------|------------|---------------|

1 事業概要

| | |
|-------|--|
| 事業名 | 坪谷川通常砂防事業 |
| 事業箇所 | <input type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 自然公園区域（三朝町東郷湖県立自然公園） <input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input checked="" type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（三朝町） |
| 事業の種類 | 通常砂防工事 |
| 事業期間 | 令和4年度～令和13年度 |
| 事業の規模 | 砂防堰堤工事 H=13.0m L=51.5m、県道付替えL=372m |
| 事業目的 | 天神川水系坪谷川は鳥取県東伯郡三朝町坂本に位置し、保全対象として人家16戸、県道1120m、町道290mを抱える土石流危険渓流である。渓岸の侵食が著しく河道内への堆積も多く見受けられ土石流発生の恐れが高まっている。土石流が発生すると多くの人的被害、家屋崩壊の可能性が高いため、砂防堰堤を整備する事で保全対象人家の安全を確保する。 |

2 周辺の景観特性等に関する状況

| | |
|--|---|
| (1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向 (①～③のいずれかを選択して記入) | |
| ① 整備する施設が視点場となる場合 | ・該当無し |
| ② 整備する施設が主対象になる場合 | ・該当無し |
| ③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合 | <p>【景観特性及び景観資源】</p> <p>・当該箇所は、三朝東郷湖県立自然公園内に位置し、名勝指定地小鹿溪や国宝・重要文化財を抱える三徳山に隣接した観光客が数多く訪れる地域である。整備の影響が及ぶ主対象は、上記の景観資源を取り巻く緑豊かな山並み、里山景観である。当該地区は、住宅地周辺の里山に位置づけられる。</p> <p>【景観形成の基本的方向】</p> <p>・周辺環境への影響を考慮し、既存樹木の伐採、地形の改変や構造物の規模を必要最小限とすることで、できる限り周辺環境との調和に努める。</p> |
| (2) 特に配慮する事項 | |
| 三朝東郷湖県立自然公園区域内であることから、公園の風景を保全するとともに行為地周辺の環境に及ぼす影響が無いよう配慮する。 | |

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

| 項目 | 公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項） | 具体的対応 |
|---------------|---|---|
| 位置 ・ 規模 | <input type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 <input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 <input type="checkbox"/> 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。 | <p>・施工範囲は、基準（砂防技術指針等）および施工上の必要最小限とし、地形の改変を極力抑え、景観への影響を最小限にする。</p> |

| | <input type="checkbox"/> 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--------------------------|--------|--|--|----------|---------|--------|----------|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---|
| 形態・意匠 | <input checked="" type="checkbox"/> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。 <input type="checkbox"/> 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。 | ・周辺の景観に極力影響を与えないように配慮する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色彩 | <input checked="" type="checkbox"/> 周辺の景観と調和した色彩とする。 <input type="checkbox"/> 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。 <input type="checkbox"/> 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 <input type="checkbox"/> ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。 ※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。 ※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。 | 有彩色の色相 | 彩 度 | | | 景観形成重点区域 | 自然公園の区域 | その他の区域 | 0.1R～10R | 2以下 | 2以下 | 4以下 | 0.1YR～5Y | 4以下 | 4以下 | 6以下 | 上記以外の色相 | 2以下 | 2以下 | 2以下 | ・砂防堰堤本事業箇所は、視点場となる主要県道から離れているため、視点場からの景観に影響し難い。 コンクリート構造物は着色せず素材色（無彩色）とする。 |
| 有彩色の色相 | 彩 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 景観形成重点区域 | 自然公園の区域 | その他の区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.1R～10R | 2以下 | 2以下 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.1YR～5Y | 4以下 | 4以下 | 6以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外の色相 | 2以下 | 2以下 | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 特記事項 【具体的対応について】

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。